

制定 平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 原規研発第 1311275 号 原子力規制委員会決定

使用施設等における保安規定の審査基準について次のように定める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日

原子力規制委員会

使用施設等における保安規定の審査基準の制定について

原子力規制委員会は、使用施設等における保安規定の審査基準を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日より施行する。

はじめに

核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第56条の3第1項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。

これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項において規定されている各項目について保安規定に定め、認可申請書を提出することが求められている。

保安規定の認可申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第56条の3第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

各号共通事項

- 使用規則第2条の12第1項第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること。
- 使用規則第2条の12第1項第14号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第1号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織

- 本事項については、核燃料物質の使用等は、核燃料物質の使用許可申請書若しくは核燃料物質の使用変更許可申請書（以下「申請書等」という。）の記載内容及び使用、貯蔵及び廃棄の技術上の基準等の関係法令を遵守することはもとより、核燃料物質の使用等に係る災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について明記されていること。

1. 使用に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること。

ここで、本項において明記された各職務等については、使用規則第2条の12第1項第2号から第15号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。

また、使用規則第2条の12第1項第14号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。

2. 会議体に関すること。

会議体を設ける場合、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。

3. 保安の監督に関する責任者の配置に関すること。

ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるための責任者として、国家試験により十分な知識を有すると認められ核燃料取扱主任者免状を交付され同免状を有する者を核燃料取扱主任者として選任する義務は課せられていない。

しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点からの一定の潜在的危険性及び使用する核燃料物質が臨界に達する可能性を、使用する核燃料物質の数量として規定されたものであることに鑑みれば、同条に該当する核燃料物質の使用者については、自らの保安活動をより確実に遂行していく観点から、核燃料物質の取扱いに関する指導・助言を行い得る相当な知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者として配置することが、その職務及び責任範囲と併せて保安規定に明記されていることが望ましいことから、以下の事項が明記されていること。

(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。

ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。

(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。

ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。

- ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。
- ② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
- ③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- ④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- ⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。
- ⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。
- ⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。
- ⑧ 国の実施する検査（施設検査、保安検査）に立ち会うこと。

(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重

- ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。
- ② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。

(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織

核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。

(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置

核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第2号 放射線業務従事者の保安教育

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 保安教育の内容に関する事。

ここで、保安教育の内容については、以下の事項が明記されていること。

- (1) 関係法令及び保安規定に関する事。
- (2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関する事。
- (3) 放射線管理に関する事。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事。
- (5) 非常時の場合に採るべき処置に関する事。
- (6) その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項

2. 臨界に関する事。

ただし、臨界量以上の核燃料物質の使用者のみに適用される。

(1) 保安教育の教育時間に関する事。

ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時間数が参考の一つとなる。

(2) 使用者の従業者以外の者（協力企業の従業者等）に対する保安教育に関する事。

ここで、保安教育は、原則として、使用者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明記されていること。

(3) 放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務する役員、事務職員を含む。）に対する保安教育に関する事。

ここで、役員への保安教育は、他産業分野における事故・トラブル等の分析等を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものが望ましい。

(4) 非常時の訓練に関する事。

ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。

(5) 教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関する事。

ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第3号 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 災害の防止上特に管理を必要とする機器

ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器とは、申請書等に記載されたところにより、核的制限値又は熱的制限値等を担保する必要がある機器、閉じ込め機能を担保する必要がある機器、非常用装置、施設の保安のための計器及び放射線測定器等をいう。

2. 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関する事。

ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作は、代表者又は工場若しくは事業所の長が、当該機器を安全に操作する技術的能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定された者が行うことが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第4号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する事。

ここで、措置とは、使用規則第3条第4号及び第7号（使用規則第3条の2で準用する場合及び使用規則第4条で準用する場合を含む。）に掲げられた措置をいう。

2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、使用規則第3条第5号及び第7号（使用規則第3条の2で準用する場合及び使用規則第4条で準用する場合を含む。）に掲げられた措置をいう。

使用規則第2条の12第1項第5号 線量、線量当量、汚染の除去等

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。
2. 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。
3. 管理区域内の床、壁、その他の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第6号 排気監視設備及び排水監視設備

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。
ここで、排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に記載されたものをいう。また、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 排気監視設備及び排水監視設備の点検により異常を認めた場合の処置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第7号 放射線測定器の管理

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 放射線測定機器の管理に関すること。
ここで、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

使用規則第2条の12第1項第8号 使用施設等の巡視及び点検

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 巡視及び点検の頻度並びに対象とする使用施設等に関すること。
2. 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名の記録に関すること。
3. 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第9号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 核燃料物質の受渡し及びその措置に関すること。

2. 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関する
こと。
3. 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関する
こと。
ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可又は届出された年間予
定使用量を超えないようにすることが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第10号 放射性廃棄物の廃棄

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
 1. 放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関する
こと。
 2. 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関する
こと。
 3. 放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含ま
れる放射性物質の数量等に関すること。

使用規則第2条の12第1項第11号 非常の場合に採るべき処置

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
 1. 非常時の組織及び要員に関すること。
 2. 非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。
 3. 非常時の通報連絡系統に関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難
指示等を含む。）。
 4. 非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。
 5. 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出
するおそれがあるものが発生した場合における処置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第12号 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含
む。）に関する記録

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
 1. 記録事項、記録すべき場合及び記録の保存期間に関すること。
 2. 記録に当たっての留意事項

使用規則第2条の12第1項第13号 使用施設等の定期的な自主検査

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
 1. 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかにつ
いての検査に関すること。
ここで、検査とは、検査内容及び検査頻度を含む。
 2. 使用施設等の保安のために直接関連する計器及び放射線測定器の校正に関すること。
 3. 1. の検査及び2. の校正の結果、異常を認めた場合の処理に関すること。

使用規則第2条の12第1項第14号

品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）

○ 本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。

1. 品質保証計画の策定に関すること。

(1) 品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画（品質保証計画に定める事項を含む。）を策定すること。

(2) 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。

2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。

品質保証に係る組織及び職務に関することについては、使用規則第2条の12第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）と関連づけて明記されていること。

(1) 組織の範囲

保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。

(2) トップマネジメント

使用者又は工場若しくは事業所の長が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。

(3) 品質保証責任者の選任

品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。

① 品質保証に必要なプロセスを確立すること。

② 実施及び維持を確実に実施すること。

③ 品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。

④ 組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。

(4) 品質保証に係る組織の職務

品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。

① 保安教育の責任者

② 監査の責任者

③ 不適合管理の責任者

④ 是正処置、予防処置の責任者

⑤ マネジメントレビューの責任者

⑥ 文書管理、記録管理の責任者

3. 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

(1) 品質保証活動に係る教育

品質保証活動を実施するに当たっては、以下の事項を含む取り決め、手順の概略を

明確にして教育を実施すること。なお、本事項については、使用規則第2条の12第1項第2号（放射線業務従事者に対する保安教育に関すること。）と関連づけて明記されていること。

① 品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果必要とされた教育を実施すること。

② 教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。

③ 教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。

(2) 保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善

保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下の事項の取り決め及び手順を定め管理を行うこと。なお、本事項については、各レベル（部課室等）における計画、実施、評価及び継続的な改善並びに組織全体としての品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善とのつながりが明記されていること。

① 保安教育に関すること。

② 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。

③ 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

④ 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

⑤ 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

⑥ 放射線管理測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

⑦ 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

⑧ 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

⑨ 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

⑩ 非常の場合に採るべき処置に関すること。

⑪ 使用施設等に係る保安に関する記録に関すること。

⑫ 使用施設等の定期的な自主検査に関すること。

⑬ その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項に関すること。

(3) 品質保証活動の評価

① 監査

以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。

ア) 監査は、原則、定期的に実施すること。

イ) 監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を定めること。

ウ) 監査の結果、明らかになった事項については、不適合管理、是正処置予防処置へ展開すること。

② 不適合管理

以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。

ア) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。

イ) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。

ウ) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。

(4) 品質保証計画の継続的な改善

① 是正処置

以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。

ア) 不適合の内容確認に関すること。

イ) 不適合の原因特定に関すること。

ウ) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。

- エ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。
- カ) 採った処置の結果の記録に関すること。
- キ) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。
- ② 予防処置
 - 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。
 - ア) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。
 - イ) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。
 - ウ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。
 - エ) 採った処置の結果の記録に関すること。
 - カ) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。
- ③ マネジメントレビュー
 - 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。
 - ア) トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。
 - イ) マネジメントレビューは、原則、定期的の実施すること。
 - ウ) マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開すること。
- 4. 品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。
 - (1) 品質保証活動に関する文書の管理
 - ① 品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理に関すること。
 - ② 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に関すること。
 - (2) 品質保証活動に関する記録の管理
 - ① 品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に関すること。
 - ② 品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。

使用規則第2条の12第1項第15号 その他必要な事項

- 施設の特徴及び日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第56条の3第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。